

議案第73号

世田谷区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月23日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

世田谷区教育委員会規則の公布及び告示等の公示の方法を変更するにあたり、本規則を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 世田谷区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会公告式規則（昭和27年11月世田谷区教育委員会規則第3号）  
の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

### (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づき世田谷区教育委員会規則の公布について必要な事項を定めるとともに、世田谷区教育委員会の告示等（告示、公告その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の公示について必要な事項を定めるものとする。

### (公告式)

第2条 世田谷区教育委員会規則は、教育委員会の指名する2名の教育委員が署名し、  
公布年月日を記入し、同日世田谷区教育委員会の名でこれを公布する。

2 世田谷区教育委員会規則の公布は、区のホームページに掲載し、又は区役所の門前掲示場に掲示して、これを行う。

3 前項の規定は、世田谷区教育委員会の告示等の公示にこれを準用する。

第3条に見出しとして「（規則及び告示等の施行期日）」を付し、同条に次の1項を加える。

2 世田谷区教育委員会の告示等は、当該告示等に特別の定めがあるものを除くほか、  
公示の日から施行する。

### 附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。

世田谷区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区教育委員会公告式規則 昭和27年11月1日世教委規則第3号 <b>改正</b> 令和7年12月26日世教委規則第号</p> <p>世田谷区教育委員会公告式規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づき世田谷区教育委員会規則の公布について必要な事項を定めるとともに、世田谷区教育委員会の告示等（告示、公告その他これらに類するもの）の公示について必要な事項を定めるものとする。 (公告式)</p> <p>第2条 世田谷区教育委員会規則は、教育委員会の指名する2名の教育委員が署名し、公布年月日を記入し、同日世田谷区教育委員会の名でこれを公布する。</p> <p>2 世田谷区教育委員会規則の公布は、区のホームページに掲載し、又は区役所の門前掲示場に掲示して、これを行う。</p> <p>3 前項の規定は、世田谷区教育委員会の告示等の公示にこれを準用する。 (規則及び告示等の施行期日)</p> <p>第3条 世田谷区教育委員会規則は、特に施行期日を掲げた場合を除いては、公布の日から起算し7日を経てこれを施行する。</p> <p>2 世田谷区教育委員会の告示等は、当該告示等に特別の定めがあるものを除くほか、公示の日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>○世田谷区教育委員会公告式規則 昭和27年11月1日世教委規則第3号</p> <p>世田谷区教育委員会公告式規則</p> <p>第1条 世田谷区教育委員会規則は、教育委員会の指名する2名の教育委員が署名し、公布年月日を記入し、同日世田谷区教育委員会の名でこれを公布する。</p> <p>第2条 世田谷区教育委員会規則及び告示は、世田谷区教育委員会事務局掲示板に掲示し、公告式とする。但し、告示は世田谷区公報に登載してこれにかえることができる。</p> <p>第3条 世田谷区教育委員会規則は、特に施行期日を掲げた場合を除いては、公布の日から起算し7日を経てこれを施行する。</p> <p>附 則</p>

改正後	改正前
<p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和8年1月5日から施行する。</p>	<p>この規則は、公布の日から施行する。</p>